

パブリックコメント結果確認資料（抜粋）

【資料1】

意見提出者	NO.	計画案の項目			頁	意見の要約
		大項目	中項目	小項目		
⑫	1	計画全体		子どもの視点		この計画は子どもの目線があるように感じない。 子どもの権利条約15条（結社・集会の自由）があるのに、子どもが代表だからという理由で社会教育関係団体新規登録を断られたケースがあった。ちなみに登録基準には年齢条件はない。市民活動は子どもがするものではないと潜在意識があるかのようだ。
⑨	2	計画全体		団体立ち上げ		既存の団体についての施策については記載が充実していたが、新規の団体立ち上げの観点についての施策が弱いと思う。
⑬	3	計画全体				第3章と第4章の構成と記述がわかりにくい。特に第3章では「解決・改善すべき現状の課題（課題の総括）」がまとめられていないため、第4章の「施策の体系」の内容が正しいのか欠落が無いかの判断ができない。 第1章、第2章を踏まえ、「解決すべき課題」を整理すべき第3章において、課題が総括としてまとめられておらず、また、掲載資料の記述からはどれが計画課題なのかも認識しづらいため、第3章の3として「課題の総括」を記述していただきたい。 第4章についても、いきなり「下図は、本計画における施策の体系を示しており、…」という唐突な文章で始まっているが、文頭では、1～3章とのつながりや第3章で整理された「課題」の解決への対応に関する説明文程度は記述すべき。
⑭	4	計画全体				本計画が、令和11年度までの今後の8年間にに向けた計画である以上、3章の市民活動に関する「課題」の整理においては、「これまでの取り組み成果の分析」と「市民活動団体実態調査」だけではなく、「市民活動を取り巻く社会状況の変化」についても把握分析し、それらを組み合わせて「今後の（検討）課題」とする必要がある。 「第2章4計画の目標（目指すべき姿）」の文頭には、「社会情勢が急速に変化し、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、社会的な課題やニーズも、より多様かつ複雑なものとなっており…」と記述されているが、そのとおりである。しかし、本資料では今後の8年間の計画を策定するにあたって、このような市民活動にかかわる「社会情勢の変化」や「価値観の多様化」にかかわる把握分析が行われておらず、おそらくこれを「市民活動団体実態調査」のみで代替してしまっているようである。ただし、この手法には無理があり、若い世代の意識や価値観はほとんど計画に反映されていない。若い世代の社会参加の意識は高く、市内においても市内大学の学生たちが活躍している。 このような社会動向の把握分析を全く行わないままに、「これまでの経緯や実績の分析」と「市民活動団体実態調査」だけで、第4章の今後の8年間にとるべき施策をとりまとめることはあまりにも無謀であり、今後とるべき方向性を見誤ることにもなりかねない。したがって、ぜひとも「急速に変化・多様化する社会情勢や人々の価値観、ライフスタイル」、特に若者の市民参加意向等に関する調査成果を加え、その上で「施策の体系」を再検討していただきたい。

意見提出者	NO.	計画案の項目			頁	意見の要約
		大項目	中項目	小項目		
⑬	8	第2章 基本的な考え方と目標			3	2章においては、市民活動における地域コミュニティ活動とテーマコミュニティ活動の違いと、それぞれの活動の時系列的な変化、現状の課題についても記述し、4章の施策の検討へとしっかり結び付けてもらいたい。 市民活動における地域コミュニティとテーマコミュニティの違いについては、平成29年の「武蔵野市市民活動促進基本計画 改定計画」では記述されていたが、今回の計画書にはまったく記述されていない。 例えばコミュニティセンターを核とした地域コミュニティについては、すでに市人口の7割を超えたマンション等の集合住宅住民をあまり適切に取り込めていないという課題がある。また、市民活動にかかわるテーマコミュニティは、従来は福祉活動が中心であったものの、2章(p3)の表のように次第に多様化して近年はまちづくりや地域振興などを担い、行政に対して積極的に提案を行う、活動・提案型の市民活動も増加している、という点などが変化要素としてあげられると考えられる。 このようなタイプ別市民コミュニティ活動の変化動向について把握分析し、タイプの異なる様々な活動への支援や連携体制を検討することも、市民活動の促進に向けた「4章の今後の施策」を考える上では非常に重要なので、2章にはぜひ加えていただきたい。
⑬	13	第2章 基本的な考え方と目標	1 市民活動についての考え方	(1)市民活動の主な特長	3	<表-分野ごとの主な市民活動団体の例>内の「分野」にかかわる「コミュニティ」の欄に「まちづくり」を加えてもらいたい。 近年は、街づくりや環境整備にかかわる市民団体も増加しており、地元のコミュニティセンター関係者がかかわる事例等も増えている。
⑬	S1	第2章 基本的な考え方と目標	1 市民活動についての考え方	(1)市民活動の主な特長	3	「自発性・自主性」を高めていく取組みが重要とあるが、それを高めるための施策が見えてこない。小中学校と関係があると思う。後述だとp27②が関連するが、その方向での記述ではない。学校教育との関係が、きっかけづくりの部分だけでいいのか？
⑬	14	第2章 基本的な考え方と目標	1 市民活動についての考え方	(1)市民活動の主な特長	4	「実際に活動する市民一人ひとりにとっての動機や目的は、～といえます。」 当該部分について、説明が回りくどく分かりにくいので、以下の部分のみでよいと考える。 「実際に活動する市民一人ひとりにとっての動機や目的は、社会課題の解決だけでなく、個人的な関心や、参加者間の交流・親睦など、複合的な面を持ちます。後に公益に結びつく可能性を持っていたりするなど、公益性は多面的なものであるといえます。」
⑬	20	第2章 基本的な考え方と目標	1 市民活動についての考え方	(2)本計画で対象とする市民活動	4	「ただし、私益・共益・公益の三者は、必ずしも明確には区分できず、～広く市民活動と捉えて促進していきます。」 当該部分について、説明が回りくどく分かりにくいので、以下の部分のみでよいと考える。 「私益・共益・公益の三者は、必ずしも明確には区分できず、公益性の概念は時代や社会情勢によって変化する点に留意が必要です。」

意見提出者	NO.	計画案の項目			頁	意見の要約
		大項目	中項目	小項目		
⑱	26	第2章 基本的な考え方と目標	2 市民活動についての考え方	(3)市民活動の自律・自立に資する学びの支援	6	「…生涯学習等の施策とも連携しながら、学びの支援を通じた市民活動の促進を図ります。」のあとに、「その拠点として、コミュニティセンターや武蔵野プレイス、市民会館等を活用します。」を入れる。 現行の「第二期武蔵野市生涯学習計画」の36頁には、市民活動と生涯学習の連携があり、生涯学習（学び）の側面から上記3施設の活用が明記されてるため、市民活動の側面からもこれらの施設の活用を明記することにより、「生涯学習等の施策とも連携しながら」の内容が具体的に記されることになり、武蔵野市において市民活動を促進するという揺るがない方針が示せます。
㉑	27	第2章 基本的な考え方と目標	2 市民活動促進についての考え方	(3)市民活動の自律・自立に資する学びの支援	6	「…変化の激しい時代においては、」のあとに、「地域や社会全体の課題を学ぶとともに、」を入れる。 市民活動の自律・自立のためには、単にノウハウを学ぶだけではなく、自らの生きている社会の課題を的確に把握し、当事者意識を高めることが必須の条件である。そのため、地域や社会全体の課題を学ぶ場が必要である。武蔵野市においては、生涯学習行政でも市民活動推進行政（武蔵野プレイスの市民活動支援事業を含む）でも、この点が極めて手薄である。市民会館や武蔵野プレイスで、このあたりを充実させて頂きたいと切に願っている。
㉒	29	第2章 基本的な考え方と目標	2 市民活動促進についての考え方	(3)市民活動の自律・自立に資する学びの支援	6	「…市民活動の促進を図ります。」のあとに、「その拠点として、コミュニティセンターや武蔵野プレイス、市民会館等を活用します。」を入れる。 現行の「第二期武蔵野市生涯学習計画」の36頁には、市民活動と生涯学習の連携があり、生涯学習（学び）の側面から上記3施設の活用が明記されている。そのため、市民活動の側面からもこれらの施設の活用を明記する打ち出すことができる。
㉓	30	第2章 基本的な考え方と目標	2 市民活動促進についての考え方	(3)市民活動の自律・自立に資する学びの支援	6	(2段落目のあとに第3段落として)：「さらに、市民活動、児童青少年育成、学校教育等との連携を通して、子ども・若者が市民活動について体験的に学べるような機会を創出します。それにより、子ども・若者も市民活動に抵抗感なく積極的に参加できるような機運を高めていきます。」を入れる。 子ども・若者も市民であり、市民活動を担う貴重な主体である。そのため、彼ら/彼女らが気軽に自主的に活動に参加できるようなきっかけづくりが必要。
㉔	S2	第2章 基本的な考え方と目標	2 市民活動促進についての考え方	(3)市民活動の自律・自立に資する学びの支援	6	「自律・自立に資する学びの支援」生涯学習との連携の部分は新しい。第二期武蔵野市生涯学習計画も策定されたが、そのp36にも同様の内容がある。ここの連動での記述か。そうであれば、このp6には拠点施設としてコミセン・プレイス・市民会館も含まれるのでは。

意見提出者	NO.	計画案の項目			頁	意見の要約
		大項目	中項目	小項目		
③⑤	S3	第2章 基本的な考え方と目標	4 計画の目標 (目指すべき姿)		8	市民主語でやわらかくてよいが、「それぞれの力を発揮」のあと、「住みよい安心…」と続くと、そこに市民が頑張らないといけない、社会づくり丸投げに聞こえる。協働を大事にしているのはわかるが、それがここに見えない。少し違和感がある。誤解のないように「まちづくりに、市民自治・協働などを通して」などとすればよいのでは。
②①	38	第2章 基本的な考え方と目標	4 計画の目標 (目指すべき姿)		8	「…発揮して、住みよい…」を「…発揮して、市民自治及び多様な担い手との協働を通して、住みよい…」にする。 原文のままだと、7～8頁の本文では協働の重要性を強調しながら、実際のまちづくりは市民だけが行うと述べているように受け取られかねないと思う。いわば、まちづくりを市民に丸投げしようとしているような印象もある。
①⑥	42	第3章 これまでの取り組みの成果と課題				「1. 第一期改定計画の成果と課題」が整理されているが、改定計画で重点施策とされていた3つの施策について、その「取り組みの実績と成果、及び残された課題」がどのようなものなのか良くわからない。 前計画において重点施策であった以上、「取り組みの実績と成果、残された課題」について個別に記述し、第4章において今後どうすべきかが判断できるようにしていただきたい。
①⑥	59	第4章 施策の内容	施策の体系		29 、 30	体系全体としてはおおむね正しいと考えられるものの、個別の施策提案においては、第3章のアンケート結果で問題視されている「活動の担い手の若返り」や「活動スタッフの増強」への対応が現状では課題と認識されていないようで、具体的な取り組みの記述がみられないなど、施策の欠落が懸念される。 、市民活動組織の新陳代謝、特に第一世代から第二世代への交代の問題は放置すべきではなく、第4章において試行錯誤の支援方策の検討が求められる重要な課題であるはずである。 市民活動への参加拡大に向けて、適切な社会状況やライフスタイル分析（第3章）とそれに基づく効果的な施策の検討（第4章）を期待する。
①②	67	第4章 施策の内容	基本施策1 市民活動のきっかけづくり	1-1 市民活動に触れる機会の充実	31	②教育機関等と連携したボランティア意識の醸成 教育機関と連携に加えて、連携しない方法も盛り込んでほしい。学校を介さず子どもたちと地域で活動する意味も大きい。
②④	70	第4章 施策の内容	基本施策1 市民活動のきっかけづくり	1-1 市民活動に触れる機会の充実	31	③対象者の技能・特性に応じた市民活動への参加促進について 子ども・青少年に関する記載がないのが気になる。既に市民活動に関わっていたり、興味を持っている子ども・青少年もいる。彼らに対する施策は何もないのか。「子どもの権利条約」や市で策定中の「子どもの権利に関する条例(仮)」の視点からの書き込みがほしい。
②④	71	第4章 施策の内容	基本施策1 市民活動のきっかけづくり	1-1 市民活動に触れる機会の充実	31	③対象者の技能・特性に応じた市民活動への参加促進について 「(前略)、求められる技能や経験を明確にして参加を呼びかけることで、条件に合う市民の参加を促し、市民活動団体等と新たな担い手とを結びつける切り口の創出を図ります」とあるが、「条件に合う市民」という表現について、参加する市民にとっては「都合よく使われる感」があり、団体側には「自分たちに都合のいい人を選んでいい」という誤解を与えるのではないかと。

意見提出者	NO.	計画案の項目			頁	意見の要約
		大項目	中項目	小項目		
②④	78	第4章 施策の内容	基本施策1 市民活動のきっかけづくり	1-2 多様な媒体による情報提供	32	①市民活動に関する情報発信体制の拡充について 「武蔵野プレイスや図書館、コミュニティセンターなどの市民に身近な公共施設は、市民活動に関する情報発信の拠点として充実を図ります」とあるが、市民会館や武蔵野ふるさと歴史館は含まれないのか。特に市民会館は活動拠点としている市民活動団体も少ないと思うので、ぜひ“等”に含めずに名称を羅列してほしい。
②④	100	第4章 施策の内容	基本施策2 多様な市民活動を支援する施策の充実	2-2 活動の拠点・場所の支援	33	②活動拠点としての公共施設における設備の拡充について 「市民活動団体にとっての活動拠点」に市民会館が含まれていないのは不自然。市民会館を活動拠点としている市民活動団体は少ないと思うので、“等”に含めずに名称を羅列してほしい。
⑤	103	第4章 施策の内容	基本施策2 多様な市民活動を支援する施策の充実	2-3 財政的な支援	34	補助金制度の見直しとは、だれがどのような基準で決定するのか透明性が必要。「より良い制度」とは具体的にどういうことか。透明性、公平性をどう保つのか。
②①	107	第4章 施策の内容	基本施策2 多様な市民活動を支援する施策の充実	2-4 学びの機会の提供	34 29	下記を挿入する。25頁の施策体系にも対応する項目を入れる。 ①の3番目の項目として「・アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を減らすための学びの機会を提供します。」を加える。 ②として「②地域や社会全体の課題に関する学びの機会の提供」を入れて、「・環境、福祉、国際協力、青少年育成、男女平等など、地域や社会全体のさまざまな課題を学ぶ場を充実させます。・SDGs からみた武蔵野市の課題を学ぶ講座等を提供します。」といった項目を立てる。 ③として「③子ども・若者が市民活動を体験的に学ぶ機会の提供」を入れ、「・市民活動、児童青少年育成、学校教育等との連携により、子ども・若者が市民活動を体験的に学ぶ機会を創出します。」などの項目を立てる。
③	111	第4章 施策の内容	基本施策2 多様な市民活動を支援する施策の充実	2-5 相談・コーディネート機能の充実	34	"必要に応じて経験の豊富な市民活動団体が担う"とあるが、こういった場面でどのような働きが期待されているのか、無償・有償などの具体的な話が省略されているため分かりづらい。
②④	116	第4章 施策の内容	基本施策3 市民活動の基盤の充実	3-1 武蔵野プレイス及びコミュニティセンター等の活動拠点施設の機能充実	35	市民会館が含まれていないのは不自然。市民会館を活動拠点としている市民活動団体は少ないと思うので、“等”に含めずに名称を羅列してほしい。